

【9 釈 文】 緑野郡下大塚村畑質地証文

(慶応三年：一八六七)

質地証文之事

塚の越

一下畑四畝四歩

此地代金壹両弍分也

右之金子儘ニ請取、書面之畑質地ニ相渡し

申所、実正ニ御座候、然上者

御年貢諸役等、貴殿ニ而御勤可レ被レ成候、此

畑ニ付何方よりも少茂構無ニ御座一候、為ニ後日一

質地証文、依而如レ件

下大塚村

慶応三卯年

地主 兼 三郎<sup>印</sup>

二月日

証人 金左衛門<sup>印</sup>

中大塚村

五郎兵衛殿

前書之通り相違無レ之ニ付、奥印致し候

名主 又左衛門<sup>印</sup>

【9 読み下し文】

質地証文の事

塚の越

一下畑(げばた) 四畝四歩

此の地代金壹両弍分也(なり)

右の金子(きんす) 儘(たしか)に請け取り、書面の畑質地に相渡し

申す所、実正(じっしょう)に御座候、然(しか)る上は

御年貢諸役等、貴殿にて御勤め成らるべく候、此の

畑に付何方(いずかた)よりも少しも構い御座無く候、後日の為(ため)

質地証文、依(よつ)て件(くだん)の如し

下大塚村

慶応三卯年

地主 兼 三郎<sup>印</sup>

二月日

証人 金左衛門<sup>印</sup>

中大塚村

五郎兵衛殿

前書の通り相違これ無きに付、奥印致し候

名主 又左衛門<sup>印</sup>